「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

（平成17年4月18日日高教育局長決定）

1　傍聴は２０名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。

2　次の各号に該当する場合は、傍聴することはできません。
(1)酒気を帯びていると認められる場合。
(2)会議の妨害となると認められる物を携帯している場合。
(3)前２号のほか、主催者において傍聴を不適当と認める場合。

3　傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
(1)みだりに傍聴席を離れること。
(2)飲食すること。
(3)私語、談話、拍手等をすること。
(4)写真を撮影し、又は録音をすること。
　ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
(5)前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。

4　主催者は、傍聴人が前記の規定に違反したときは、退場させることができるものとします。

5　以上のほか、傍聴人は主催者の指示に従わなければなりません。